

本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

認定権者 (海南省)			
記載欄			

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-③)

令和 年 月 日

海南省長 様

申請者

所在地：海南省

事業所名：

連絡先：

氏名：

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

表					

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇

$$E \div e \times 100 - 100 \quad (\text{注})$$

上昇率 %

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

円

e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合

$$S \div C \times 100 \quad (\text{注})$$

依存率 %

C：申込時点における最新の全体の売上原価

円

S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格

円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況

$$(A1 \div B1) - (a1 \div b1) = P1 \quad (\text{注})$$

P1=

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高

円

b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高

円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況

$$(A1 \div B2) - (a1 \div b2) = P2 \quad (\text{注})$$

P2=

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高

円

b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高

円

第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間

令和 年 月 日から

海南省長 神 出 政 巳

令和 年 月 日まで

(注) 上昇率>20%、依存率>20%、P1>0、P2>0となっていること。

留意事項

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。

認定権者 (海南省)			
記載欄			

様式第5-(ロ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロ-③)

令和 年 月 日

海南省長 様

申請者

所在地：海南省

事業所名：

連絡先：

氏 名：

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

表					

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に係る原油等の仕入単価の上昇

$$E \div e \times 100 - 100 \quad (\text{注})$$

上昇率 %

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

円

e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合

$$S \div C \times 100 \quad (\text{注})$$

依存率 %

C：申込時点における最新の全体の売上原価

円

S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格

円

③-1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況

$$(A1 \div B1) - (a1 \div b1) = P1 \quad (\text{注})$$

P1=

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高

円

b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高

円

③-2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況

$$(A1 \div B2) - (a1 \div b2) = P2 \quad (\text{注})$$

P2=

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高

円

b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高

円

第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

本認定書の有効期間

令和 年 月 日から

海南省長 神 出 政 巳

令和 年 月 日まで

(注) 上昇率>20%、依存率>20%、P1>0、P2>0となっていること。

留意事項

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

表1：指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇

指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率
円【E】	円【e】	%【 $E \div e \times 100 - 100$ 】

表2：指定業種に係る原油等の仕入価格

指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種（※）	指定業種に係る原油等の仕入価格
	円
	円
合計	円【S】

※：認定申請書の表には、上欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のための記載でも可。
：指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

表3：全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合

全体の売上原価	指定業種に係る原油等の仕入価格	全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合
円【C】	円【S】	%【 $S \div C \times 100$ 】

表4：指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況

指定業種※	最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格	最近3か月間の指定業種に係る売上高	$A1 \div B1 \times 100$	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格	前年同期の指定業種に係る売上高	$a1 \div b1 \times 100$
	円	円	%	円	円	%
	円	円	%	円	円	%
合計	円【A1】	円【B1】	%	円【a1】	円【b1】	%

※：表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

表5：全体に係る製品等価格への転嫁の状況

最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格	最近3か月間の全体の売上高	$A1 \div B2 \times 100$	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格	前年同期の全体の売上高	$a1 \div b2 \times 100$
円【A1】	円【B2】	%	円【a1】	円【b2】	%

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日 住所

申請者名

（注）申請にあたっては、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証など）、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など）の提出が必要。